（信用金庫法施行令第十一条第十二項第四号並びに信用金庫法施行規則第百十三条の五第二項、第百十四条第二項及び第四項、第百十五条第一項並びに第百十七条第一号及び第二号の規定に基づき、合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官が定める者等を定める件の一部改正）

第十四条　信用金庫法施行令第十一条第十二項第四号並びに信用金庫法施行規則第百十三条の五第二項、第百十四条第二項及び第四項、第百十五条第一項並びに第百十七条第一号及び第二号の規定に基づき、合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官が定める者等を定める件（平成二十六年金融庁告示第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（債務の保証以外のオフ・バランス取引） **第三条**　規則第十四条第四項に規定する金融庁長官が別に定めるものは、次に掲げる取引とする。 一　［略］ 二　自己資本比率告示第七十三条第一項本文の先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引（第七条第六号において「派生商品取引」という。）及び自己資本比率告示第七十三条第四項に規定する長期決済期間取引 三　［略］	（債務の保証以外のオフ・バランス取引） **第三条**　［同上］ 一　［同上］ 二　自己資本比率告示第七十三条第一項本文の先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引（第七条第六号において「派生商品取引」という。）及び自己資本比率告示第七十三条第二項に規定する長期決済期間取引 三　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（協同組合による金融事業に関する法律施行令第三条第十二項第四号並びに協同組合による金融事業に関する法律施行規則第五十条の四第二項、第五十一条第二項及び第四項、第五十二条第一項並びに第五十四条第一号及び第二号の規定に基づき、合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官が定める者等を定める件の一部改正）

第十五条　協同組合による金融事業に関する法律施行令第三条第十二項第四号並びに協同組合による金融事業に関する法律施行規則第五十条の四第二項、第五十一条第二項及び第四項、第五十二条第一項並びに第五十四条第一号及び第二号の規定に基づき、合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官が定める者等を定める件（平成二十六年金融庁告示第五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（債務の保証以外のオフ・バランス取引） **第三条**　規則第十四条第四項に規定する金融庁長官が別に定めるものは、次に掲げる取引とする。 一　［略］ 二　自己資本比率告示第五十条第一項本文の先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引（第七条第六号において「派生商品取引」という。）及び自己資本比率告示第五十条第四項に規定する長期決済期間取引 三　［略］	（債務の保証以外のオフ・バランス取引） **第三条**　［同上］ 一　［同上］ 二　自己資本比率告示第五十条第一項本文の先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引（第七条第六号において「派生商品取引」という。）及び自己資本比率告示第五十条第二項に規定する長期決済期間取引 三　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（適用時期）

第一条　この告示は、平成三十年三月三十一日から適用する。

（銀行における派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額の算出に係る経過措置）

第二条　当分の間、第一条の規定による改正後の銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下この条及び次条において「新銀行告示」という。）第七十九条第二項及び第三項、第百五十七条第五項、第百六十五条第五項、第二百六十条第二項並びに第二百七十条の七第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第七十九条第二項	標準的手法採用行は、自己が国内基準行であり、かつ、次の各号に掲げる銀行のいずれにも該当しない場合にあっては	標準的手法採用行は
第七十九条第三項	標準的手法採用行は、自己が国内基準行であり、かつ、前項各号に掲げる銀行のいずれにも該当しない場合において	標準的手法採用行が